



市内局番を確かめておかけください

南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
総務部
市長公室 ☎43-5002
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
議会事務局 ☎43-5005

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
国体推進室 ☎50-3036
上下水道部
企業経営課 ☎50-3037
水道課 ☎50-3038
下水道課 ☎50-3039
会計課 ☎50-3040

老人・乳幼児医療の所得制限額が改正

図保険課 ☎44・3003

7月1日から老人・乳幼児医療の所得制限額が変わります。概要は左表のとおり。

◆老人医療の所得制限の改正内容(対象:65~69歳)

期間	対象者
改正前	市町村住民税非課税者で ※一定以上所得者の家族でないこと
改正後(平成18年7月~)	市町村住民税非課税者、または平成17年1月1日現在65歳以上の方で前年の所得が125万円以下の方で ※一定以上所得者の家族でないこと

※「一定以上所得者の家族」の要件

期間	要件を満たす家族
平成18年7月未まで	課税所得145万円以上かつ収入の合計が621万円以上の高齢者(65歳以上)
平成18年8月~(新規対象者)	課税所得145万円以上かつ収入の合計が520万円以上の高齢者(65歳以上)

◆乳幼児医療の所得制限の改正内容

(対象:乳幼児~義務教育就学前。0歳児は所得制限なし)

扶養親族等の数	平成18年度(改正後)	平成17年度(改正前)
	幼児保護者・扶養義務者 所得限度額	幼児保護者・扶養義務者 所得限度額
0	5,320,000円	4,600,000円
1	5,700,000円	4,980,000円
2	6,080,000円	5,360,000円
3	6,460,000円	5,740,000円
4	6,840,000円	6,120,000円
5	7,220,000円	6,500,000円

犬の散歩はマナー守って

犬と散歩や外出するときは、ふん処理用のビニールを忘れずに携帯し、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう



妊婦の健康診査費を助成

南あわじ市では健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるよう、妊婦健康診査費の助成を始めました。

- ▽対象 平成18年7月1日~19年3月31日までに妊娠22週以降の後期健康診査を受診される方。所得制限あり
- ▽助成内容 健診1回分の費用に対し、最大1万5千円を助成
- ▽申請先 各保健センター、健康課
- ▽申請関係書類 ①交付申請書 ②健康保険証の写し ③健康課 ☎44・3004 または各保健センター
- ▽助成方法 医療機関で受診の際に交付証(申請後発行)を提示。領収書を添付して健康課または各保健センターへ請求
- ▽対象 印鑑④18年1月1日以後に南あわじ市に転入した方は、以前の住所地の課税証明書
- ▽助成方法 医療機関で受診の際に交付証(申請後発行)を提示。領収書を添付して健康課または各保健センターへ請求

介護保険の地域密着型サービス指定に関する事業所説明会を開催

- 事業所を対象に介護保険・地域密着型サービスの指定に関する説明会を開催します。
- ▽日時 7月26日(水)午後2時~
- ▽場所 緑市民センター2階
- ▽申込み 7月21日(金)までに長寿福祉課(☎44・3005)へ

介護保険料の改定

平成18年4月に介護保険料が改正されました。その中でも7月の保険料の確定により影響がある事項について再度お知らせします。

介護保険料の所得段階

介護保険料額は所得等により、段階に分けて設定されています。今回の見直しで、低所得者に配慮し、市町村住民税非課税世帯を2つの所得段階に分けました。

これにより今まで5段階でしたが、平成18年度からは6段階に分かれました。

特別徴収の対象となる年金

- ◆特別徴収(年金天引き)の対象年金が次の3種に拡大されました。
 - ◆老齢(退職)年金
 - ◆遺族年金
 - ◆障害年金
- これらの天引きは、10月以降に開始します。対象者には、7月中旬にその旨を通知します。

長寿福祉課 ☎44・3005

金婚夫婦を表彰します

9月18日に開催する敬老会で金婚夫婦の表彰を行います。

対象者となる方は、お申込みください。

▽対象 昭和32年中に婚姻届を提出された、南あわじ市内在住のご夫婦

▽申込み方法 金婚夫婦表彰申込書(総合窓口センターに備付)に戸籍抄本(コピー可)を添えて総合窓口センター、出張所、連絡所へ提出

▽申込期限 7月31日(月)

※申込み者には、8月下旬に案内通知を発送します

長寿福祉課 ☎44・3005

倭文庄田地区で下水道の供用開始

津井・志知でもエリア拡大



庄田処理区供用開始

平成17年度から工事を始めていた庄田浄化センターがこの度完成し、7月1日から庄田地区で下水道が使用できるようになりました(地図)。

下水道が使用できる地区に建物を所有する方は、庭先などに設置した「公共ます」に家庭の風呂や台所、トイレなどの排水管を接続ください。まずはお申し込みをお願いします。

津井・志知でも拡大

7月1日から次の区域が拡大されました。排水設備の工

事をお願いします。

【津井処理区】雁来、中央、西本村の各一部
【西淡志知処理区】志知口

工事の申込は「指定工事業者」へ

これらの改造工事や水回りの工事は、市が指定した「排水設備工事指定工事業者」でなければ施工できません。まず指定工事業者を選び、お申込みください。

指定工事業者は、工事の設計見積もりや市への申請、届出などの事務手続きも依頼主

夏の交通事故防止運動

7月15日~8月31日

- ◆運動重点
 - (1) 子どもと高齢者の交通安全
 - (2) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (3) 無謀・暴走運転の追放
- 南あわじ市交通対策協議会

図企業経営課 ☎50・30037

早期接続者には基本料金の割引

供用開始後2年以内の地域は基本料金が無料になります。金額は、1年以内につなぐと30240円、2年以内につなぐと15120円が無料になります。早期の接続をお願いします。

下水道排水設備責任技術者更新講習のご案内

平成13年度の下水道排水設備工事責任技術者更新講習の受講者と同試験合格者は、更新講習を受験してください。

▽日程 7月28日(金)。淡路市ふるさとセンター

図企業経営課 ☎50・30037